

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

納後金料 (郵便)

親展

210-0001

川崎 市 川崎 区 本町

金



000-0002359



大切なお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告(年末調整・確定申告)する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管してください。

簿出人



日本年金機構
Japan Pension Service

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

川崎年金事務所

210-8510

川崎市川崎区宮前町
12-17

↑ 社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取って使用ください。↑

被保険者氏名 金 忠杰
住 所 川崎市

川崎 2丁 508

令和元年中(平成31年1月1日から令和元年9月30日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 令和元年10月1日

歲入徵收官 厚生労働省年金局事業管理課長



令和元年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	193,420 円
-------	------------	-----------

(附錄)

②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	***** 円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	***** 円

●「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年9月30日まで

●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。

●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。

- ・他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合

- ・令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合 など
- ・保険料の未納期間がある場合

樣

納付状況の内訳

[illegible]

- 「済」は令和元年中に納付された月を、「見」は令和元年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 11月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

●「③合言額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。

●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

1910 1016 056 C